

○薬事法第六十三条第一項第四号の規定に基づく医療機器

(昭和三十六年二月一日)

(厚生省告示第二十一号)

薬事法第六十三条第一項第四号の規定に基づく医療機器

(平一七厚労告一六一・題名追加)

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第六十三条第三号の規定に基づき、次の医療用具を指定する。

- 一 エックス線フィルム
- 二 縫合糸
- 三 義歯床材料
- 四 歯科用印象材料
- 五 歯科用金属
- 六 歯科用石膏^{こう}及び石膏^{こう}製品
- 七 歯科用接着充填^{てん}材料
- 八 歯科用ワックス
- 九 歯冠材料
- 十 コンドーム

改正文 (平成一七年三月三一日厚生労働省告示第一六一号) 抄
平成十七年四月一日から適用する。